

(別紙) 平成 23 年 4 月 27 日付課法 4-10 ほか 3 課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に係る法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。
(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後

改 正 前

(3 震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(3 震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	(正 本)	法 第 号
		令 和 年 月 日
		税 務 署 長 財 務 事 務 官
		Ⓜ
震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書		
貴法人から令和 年 月 日付でされた(震災欠損事業年度) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
(還付事業年度) 自 平成 年 月 日 についての震災損失の繰戻しによる還付請求につい 至 平成 年 月 日		
ては、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。		
記		
(理由)		
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。		

(同 左)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(3 震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(3 震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3 震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国 税 局 長 対 して 再 調 査 の 請 求 又 は 国 税 不 服 審 判 所 長 (提 出 先 は 、 国 税 不 服 審 判 所 首 席 国 税 審 判 官) 対 して 審 査 請 求 を す る こ と が で き ま す 。 ○ 再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>(3 震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(3 震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、震災損失の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求、白色申告法人による請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「……(の一部)……」のかつこ書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災損失事業年度の連結欠損金額×××円が×××円に更正されたことによる。」とか、「……震災損失事業年度の欠損金額×××円が所得金額×××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限(×月×日)までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

改 正 前

(3 震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、震災損失の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求、白色申告法人による請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「……(の一部)……」のかつこ書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災損失事業年度の連結欠損金額×××円が×××円に更正されたことによる。」とか、「……震災損失事業年度の欠損金額×××円が所得金額×××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限(×月×日)までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(3 震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(3 震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(6 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(6 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名		令 和 年 月 日
代 表 者 名		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた(震災欠損連結事業年度) 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
(還付連結事業年度) 自 平成 年 月 日 についての連結法人の震災損失繰戻しによる還付請求
至 平成 年 月 日 については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(同 左)

改 正 後

(6 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(6 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="62 114 801 140">(6 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)</p> <p data-bbox="479 181 707 207">不服申立て等について</p> <p data-bbox="69 252 271 277">【不服申立てについて】</p> <ul data-bbox="85 287 1124 517" style="list-style-type: none"><li data-bbox="85 287 1124 379">○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。<li data-bbox="85 389 1124 517">○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p data-bbox="69 558 293 584">【取消しの訴えについて】</p> <ul data-bbox="85 593 1124 992" style="list-style-type: none"><li data-bbox="85 593 1124 651">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。<li data-bbox="85 660 707 686">○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。<li data-bbox="85 695 1124 753">○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。<li data-bbox="85 762 1124 992">○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ul data-bbox="107 833 1124 992" style="list-style-type: none"><li data-bbox="107 833 801 858">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。<li data-bbox="107 868 1124 925">(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。<li data-bbox="107 935 1124 992">(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	<p data-bbox="1140 114 1879 140">(6 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)</p> <p data-bbox="1151 172 1227 197">(同 左)</p>

改 正 後

(6 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、震災損失の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「……(の一部)……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災欠損連結事業年度の連結欠損金額×××円が×××円に更正されたことによる。」とか、「…震災欠損連結事業年度の連結欠損金額×××円が連結所得金額×××円に更正されたことによる。」「還付請求書がその提出期限(×月×日)までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分内容に応じて、次のとおり記載する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(削除)

改 正 前

(6 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、震災損失の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「……(の一部)……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災欠損連結事業年度の連結欠損金額×××円が×××円に更正されたことによる。」とか、「…震災欠損連結事業年度の連結欠損金額×××円が連結所得金額×××円に更正されたことによる。」「還付請求書がその提出期限(×月×日)までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分内容に応じて、次のとおり記載する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法 第 号 令 和 年 月 日																																	
	殿																																		
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">④</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長認定通知書</p> <p>貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定 <small>〔東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当〕</small> の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">申請の対象が連結子法人の場合</th> <th style="width: 10%;">対象法人名等</th> <th style="width: 70%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得しようとする買換資産の内容</td> <td>買換資産を取得することができると認められる日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 50px; vertical-align: top;">(処分の理由)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">この通知に係る処分は、 〇〇〇〇 の職員の調査に基づいて行いました。</p>			申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができると認められる日			令和 年 月 日		(処分の理由)																							
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等																																		
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができると認められる日																																		
	令和 年 月 日																																		
	令和 年 月 日																																		
	令和 年 月 日																																		
	令和 年 月 日																																		
	令和 年 月 日																																		
	令和 年 月 日																																		
	令和 年 月 日																																		
	令和 年 月 日																																		
(処分の理由)																																			

(規格 A 4)

(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

(同 左)

改 正 後

(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p>(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国 税 局 長 対 して 再 調 査 の 請 求 又 は 国 税 不 服 審 判 所 長（提出先は、 国 税 不 服 審 判 所 首 席 国 税 審 判 官） 対 して 審 査 請 求 を す る こ と が で き ま す。 ○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について判決があった場合において、当該判決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	該当条文の箇所については、連結申告法人以外の法人の場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当」の空欄箇所に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法に関する法律第19条第1項の該当号を記入し、連結親法人の場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当」の空欄箇所に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第27条第1項の該当号を記入する。
申 請 の 対 象 が	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

改 正 前

(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	該当条文の箇所については、連結申告法人以外の法人の場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当」の空欄箇所に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法に関する法律第19条第1項の該当号を記入し、連結親法人の場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当」の空欄箇所に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第27条第1項の該当号を記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	殿	法 第 号 令 和 年 月 日						
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長却下通知書</p> <p>貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特定資産の買換えの場合における特別 勘定の設定期間延長申請については、以下の理由により</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第20条第1項 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第28条第1項</p> </div> <p>に規定する法人の要件に該当しないので、これを却下したから通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">申請の対象が連結子法人の場合</td> <td style="width: 20%; padding: 2px;">対象法人名等</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">(処分理由)</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p> </div>			申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		(処分理由)		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等							
(処分理由)								

(規格A4)

(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

(同 左)

改 正 後

(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p>(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について判決があった場合において、当該判決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、却下する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	連結申告法人以外の法人の場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第28条第1項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第20条第1項」を二重線で抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	延長の申請を却下する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、却下する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	連結申告法人以外の法人の場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第28条第1項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第20条第1項」を二重線で抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	延長の申請を却下する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法 第 号 令 和 年 月 日																																	
	税 務 署 長 財 務 事 務 官	⑩																																	
<p>適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合 における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書</p> <p>貴法人から令和 年 月 日付で申請があった適格分割等を行う場合の特定の資産の買換 えの場合における期中特別勘定</p> <p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当</p> <p>の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">申請の対象が連結子法人の場合</td> <td style="width: 10%;">対象法人名等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容</td> <td colspan="2">買換資産を取得することができると思われる日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(処分の理由)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。</p>			申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができると思われる日			令和	年 月 日	(処分の理由)																							
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等																																		
当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができると思われる日																																		
	令和	年 月 日																																	
	令和	年 月 日																																	
	令和	年 月 日																																	
	令和	年 月 日																																	
	令和	年 月 日																																	
	令和	年 月 日																																	
	令和	年 月 日																																	
	令和	年 月 日																																	
(処分の理由)																																			

(規格 A 4)

(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p>(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="62 114 1010 137">(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p data-bbox="479 180 705 202" style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p data-bbox="69 250 271 272">【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="85 285 1124 375">○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <li data-bbox="85 387 1124 512">○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p data-bbox="69 558 291 580">【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="85 593 1124 647">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 <li data-bbox="85 660 705 683">○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 <li data-bbox="85 695 1124 750">○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 <li data-bbox="85 762 1124 992">○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="107 829 801 852">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 <li data-bbox="107 865 1124 919">(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 <li data-bbox="107 932 1124 986">(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p data-bbox="1140 114 2087 137">(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p data-bbox="1149 180 1227 202">(同 左)</p>

改 正 後

(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書の記載要領

1 使用目的

「適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	該当条文の空白部分は各該当号を記入する。連結申告法人以外の法人の場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当」を
申 請 の 対 象 が	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

改 正 前

(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書の記載要領

1 使用目的

「適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	該当条文の空白部分は各該当号を記入する。連結申告法人以外の法人の場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当」を
申 請 の 対 象 が	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

3. 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて字句する。

改 正 前

(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)

4. 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて字句する。

改 正 後

(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号 令 和 年 月 日
	殿	
税 務 署 長 財 務 事 務 官 ㊟		
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書		
貴法人から令和 年 月 日付で申請があった適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長については、		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 第 19 条第 26 項 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）第 23 条の規定による改正前の 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 第 24 条第 27 項 </div>		
の規定により、下記のとおり認定したので通知します。		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得する予定の買換資産の内容	買換資産を取得することができる日と認められる日	
	令和	年 月 日
(処分の理由)		
この通知に係る処分は、 _____ の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A 4)

改 正 前

(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p>(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 国 税 局 長 対 して 再 調 査 の 請 求 又 は 国 税 不 服 審 判 所 長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書の記載要領

1 使用目的

「適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	該当条文について、連結申告法人以外の法人の場合は、「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 第24条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 第19条第27項」を二重線で抹消する。
通知の対象が	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処分の理由	申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(削 除)

改 正 前

(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書の記載要領

1 使用目的

「適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	該当条文について、連結申告法人以外の法人の場合は、「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 第24条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 第19条第27項」を二重線で抹消する。
通知の対象が	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。
処分の理由	申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たったの留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後	改 正 前
<p>(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)</p> <p>3 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。	<p>(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)</p> <p>4 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後 改 正 前

(18 被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件を満たすことを明らかにする明細書)

被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件を
満たすことを明らかにする明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（同項の規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が令和3年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（同項の規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）において、共同住宅又は長屋（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》に規定する共同住宅又は長屋をいいます。以下同じです。）に係る各独立部分の賃貸が同項第5号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 3 この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- 4 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- 5 「公募の対象とした独立部分3」には、公募の対象とした被災者向け部分の戸数及び室番号を記載します。
- 6 「公募の方法4」には、その独立部分について行った公募の方法（東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること及びその独立部分の床面積が50㎡未満の場合にあっては単身者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）を、例えば「テレビ広告」、「インターネット広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。
- 7 「公募を実施した地域6」には、その共同住宅又は長屋について実施した公募対象地域を、例えば、「宮城県内全域」などのように具体的に記載します。
- 8 「応募者の範囲8」には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。
- 9 「賃借人の選定方法9」には、賃借の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「東日本大震災の被災者を優先して賃貸」や「単身者に優先して賃貸」などのように具体的に記載します。
- 10 「備考」欄には、上記8による記載事項のほか、1回の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）を記載します。

(18 被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件を満たすことを明らかにする明細書)

被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件を
満たすことを明らかにする明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成29年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が令和3年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）において、共同住宅又は長屋（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》に規定する共同住宅又は長屋をいいます。以下同じです。）に係る各独立部分の賃貸が同項第5号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 3 この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- 4 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- 5 「公募の対象とした独立部分3」には、公募の対象とした被災者向け部分の戸数及び室番号を記載します。
- 6 「公募の方法4」には、その独立部分について行った公募の方法（東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること及びその独立部分の床面積が50㎡未満の場合にあっては単身者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）を、例えば「テレビ広告」、「インターネット広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。
- 7 「公募を実施した地域6」には、その共同住宅又は長屋について実施した公募対象地域を、例えば、「宮城県内全域」などのように具体的に記載します。
- 8 「応募者の範囲8」には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。
- 9 「賃借人の選定方法9」には、賃借の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「東日本大震災の被災者を優先して賃貸」や「単身者に優先して賃貸」などのように具体的に記載します。
- 10 「備考」欄には、上記8による記載事項のほか、1回の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）を記載します。

改 正 後

(19 被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書)

被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法
によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書

- 1 この明細書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（**同項**の規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が令和3年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（**同項**の規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）において、共同住宅又は長屋（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》に規定する共同住宅又は長屋をいいます。以下同じです。）に係る各独立部分の賃貸に係る家賃の額が同項第6号に規定する国土交通大臣が定める方法（令和3年3月31日付国土交通省告示第320号による廃止前の平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えない旨を明らかにする場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 3 この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- 4 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- 5 「適正家賃要件を満たす事実の明細」の各欄は、各独立部分のうち、その家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないものについて、次により記載します。
 - (1) 「被災者向け賃貸住宅に係る部屋番号3」には、被災者向けに賃貸する各独立部分の部屋番号を記載します。
 - (2) 「国土交通大臣が定める方法によって算定された額4」には、被災者向けに賃貸する各独立部分ごとに、次により算出した金額を記載します。
 - i 共同住宅又は長屋の建設に要する費用（その費用につき国又は地方公共団体の補助を受けた場合に

っては、その補助に係る費用を除きます。以下「建設費」といいます。）を期間35年、利率年5%で毎年元利均等に償却するものとして算出した額（以下「償却費」といいます。）、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補填するための引当金（以下「引当金」といいます。）並びに公租公課を合計した額に12分の1を乗じた金額を算出します。

この場合の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、引当金及び公租公課は、それぞれ次の金額となります。

- イ 償却費…建設費に6.056%を乗じた額
- ロ 修繕費…建設費に1.2%を乗じた額
- ハ 管理事務費…建設費に0.48%を乗じた額
- ニ 損害保険料…建設費に0.023%を乗じた額
- ホ 地代に相当する額…共同住宅又は長屋の敷地の用に供する土地の時価に2%を乗じた額
- ヘ 引当金…イからホまで及びトにより算出した額の合計額に2%を乗じた額
- ト 公租公課…共同住宅若しくは長屋又はその敷地に対する公租公課の額

建設費からは、被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たさない部分に要する費用を除きます。具体的には、次の算式により計算を行います。

$$\text{建設費} = \frac{\text{建設に要した費用総額} \times \text{被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たす部分の床面積}}{\text{共同住宅又は長屋の延べ床面積}}$$

- ii iで算出した金額を各独立部分の床面積（専用面積）であん分し、各独立部分ごとの家賃上限額を算出します。
- ㊦ 適正家賃の計算については、国土交通省ホームページ内「被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度について」の「3. 要件(9)家賃額が適正なものであること」をご覧ください（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000008.html）。
- (3) 「各独立部分ごとの家賃の額5」には、その賃貸に係る家賃の額を記載します。

改 正 前

(19 被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書)

被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法
によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書

- 1 この明細書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》**若しくは平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成29年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》**の規定の適用を受ける場合（**これら**の規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が令和3年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》**若しくは平成29年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》**の規定の適用を受ける場合（**これら**の規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）において、共同住宅又は長屋（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》に規定する共同住宅又は長屋をいいます。以下同じです。）に係る各独立部分の賃貸に係る家賃の額が同項第6号に規定する国土交通大臣が定める方法（令和3年3月31日付国土交通省告示第320号による廃止前の平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えない旨を明らかにする場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 3 この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- 4 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- 5 「適正家賃要件を満たす事実の明細」の各欄は、各独立部分のうち、その家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないものについて、次により記載します。
 - (1) 「被災者向け賃貸住宅に係る部屋番号3」には、被災者向けに賃貸する各独立部分の部屋番号を記載します。
 - (2) 「国土交通大臣が定める方法によって算定された額4」には、被災者向けに賃貸する各独立部分ごとに、次

により算出した金額を記載します。

- i 共同住宅又は長屋の建設に要する費用（その費用につき国又は地方公共団体の補助を受けた場合にあっては、その補助に係る費用を除きます。以下「建設費」といいます。）を期間35年、利率年5%で毎年元利均等に償却するものとして算出した額（以下「償却費」といいます。）、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補填するための引当金（以下「引当金」といいます。）並びに公租公課を合計した額に12分の1を乗じた金額を算出します。

この場合の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、引当金及び公租公課は、それぞれ次の金額となります。

- イ 償却費…建設費に6.056%を乗じた額
- ロ 修繕費…建設費に1.2%を乗じた額
- ハ 管理事務費…建設費に0.48%を乗じた額
- ニ 損害保険料…建設費に0.023%を乗じた額
- ホ 地代に相当する額…共同住宅又は長屋の敷地の用に供する土地の時価に2%を乗じた額
- ヘ 引当金…イからホまで及びトにより算出した額の合計額に2%を乗じた額
- ト 公租公課…共同住宅若しくは長屋又はその敷地に対する公租公課の額

建設費からは、被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たさない部分に要する費用を除きます。具体的には、次の算式により計算を行います。

$$\text{建設費} = \frac{\text{建設に要した費用総額} \times \text{被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たす部分の床面積}}{\text{共同住宅又は長屋の延べ床面積}}$$

- ii iで算出した金額を各独立部分の床面積（専用面積）であん分し、各独立部分ごとの家賃上限額を算出します。
- ㊦ 適正家賃の計算については、国土交通省ホームページ内「被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度について」の「3. 要件(9)家賃額が適正なものであること」をご覧ください（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000008.html）。
- (3) 「各独立部分ごとの家賃の額5」には、その賃貸に係る家賃の額を記載します。